

カナダデータ保護・プライバシー機関 (OPC) との 協力覚書の締結について

令和 7 年 12 月 3 日
個人情報保護委員会

1. 背景

国境を越えた個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制の構築のため、当委員会は、海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところ。

2. 覚書の概要

この度、当委員会は、カナダのプライバシーコミッショナーとの間で、執行協力に関する協力覚書 (Memorandum of Cooperation : MOC) を締結することになった。この MOC は、日加両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関の協力関係の下における取組を一層強化することを目的としている。MOC の本文は、別添のとおり。

3. 覚書締結の意義

本 MOC は、昨年 10 月にイタリア・ローマで開催された G7 データ保護・プライバシー機関 (DPA) ラウンドテーブル会合において採択された「G7 DPA 行動計画」における「G7 DPA 間で新たな二国間の了解覚書 (MoU) 又は協力覚書 (MoC) を締結」(パラグラフ 24) するとの記載に基づく具体的実施例として位置付けられる。

MOC 締結により、国際執行能力の強化が図られるとともに、日加両機関の協力関係の一層の強化に繋がることが期待される。

4. 署名の段取り

MOC の署名は、本年 12 月にオンラインで開催される第 5 回 G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルフォローアップ会合の機会を捉えて実施予定。

(1) 署名日 令和 7 年 12 月 9 日

(2) 署名者

- ・日本 (PPC) : 手塚悟委員長 (署名者)
- ・カナダ (OPC) : Philippe Dufresne 委員 (署名者)

以上